

建物用途や規模、行為内容等に関する規制等

確認を要する用途・規模・行為等	規制内容等	担当部署			
		課名	場所	電話番号	メールアドレス
水道管の埋設状況を確認する場合	水道管埋設状況	料金課	西庁舎1階	0565-34-6680	ryoukin@city.toyota.aichi.jp
下水道管の埋設状況及び下水使用可能区域の確認をする場合	下水道管埋設状況・下水使用可能区域	下水道施設課	西庁舎2階	0565-34-6964	gesuishisetsu@city.toyota.aichi.jp
緑化地域内における敷地面積500㎡以上の建築物の新築、増築	緑化地域制度 (緑化率等適合証明申請書)	公園緑地課	西庁舎3階	0565-34-6621	kouen@city.toyota.aichi.jp
戸建て住宅を除く建築物の新築、増築、改築、用途変更	人街条例の届出	建築相談課	西庁舎4階	0565-34-6649	kensodan@city.toyota.aichi.jp
戸建て住宅の新築	敷地規模に関する指導要綱 (過少宅地要綱)				
市街化調整区域内での開発行為又は建築物の新築	都市計画法開発許可制度	開発調整課	西庁舎4階	0565-34-6744	kaihatsu@city.toyota.aichi.jp
市街化区域内での500㎡以上の開発行為					
都市計画区域外での1ha以上の開発行為					
一定規模を超える盛土、切土、土石の堆積	宅地造成及び特定盛土等規制法	企画課	南庁舎4階	0565-34-6602	kikaku@city.toyota.aichi.jp
手続条例第6条各号に該当する事業 1号 公共施設の整備を伴う開発行為で、区域の面積が500㎡（隣接地は1,000㎡以上）以上のもの 2号 第一種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設及び廃棄物処理施設の設置 3号 市街化区域以外における土地の区画形質の変更で、区域の面積が1haを超えるもの 4号 都市計画法の許可を必要とする開発行為で、区域の面積が500㎡以上のもの 5号 高さが15mを超え、かつ、延べ面積が2,000㎡以上の建築物の建築 6号 長屋又は共同住宅であって、戸数が25戸以上であるもの 7号 病院、百貨店、ホテル等不特定多数の者を収用する建築物の建築 8号 土地の区画形質の変更で、区域の面積が1,000㎡以上のもの	豊田市開発事業に係る手続条例				
市街化調整区域及び都市計画区域外で、1ヘクタールを超える区画形質の変更を伴う行為	豊田市開発指導方針				
500mを超える開発行為	排水・河川流域（排水協議等）				
農業振興地域内の農用地区域の場合	農振除外手続き				
地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）に該当する場合	地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）				
農地の場合	農地の転用				
大規模小売店舗（建物内の店舗面積の合計が1,000平方メートルを超える店舗）を新設する場合	大規模小売店舗立地法	産業振興課	西庁舎7階	0565-34-6641	kigyo-yuchi@city.toyota.aichi.jp sangyou-s@city.toyota.aichi.jp
店舗を新設する場合	豊田市商業振興条例				
製造業等に係る工場等の敷地面積が9,000㎡以上のもの又は 製造業等に係る工場等の建築面積の合計が3,000㎡以上のもの	工場立地法に基づく届出	産業用地整備課	西庁舎7階	0565-34-6643	s-youchi@city.toyota.aichi.jp
工業団地（産業団地・鉄工団地）の行為	産業用地整備課へ情報提供してください。				
一定の要件を満たした土地を売買する場合、又は県や市町村等に対して買取りを希望する場合	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出及び申出	用地審査課	西庁舎8階	0565-34-6679	yochishinsa@city.toyota.aichi.jp
用途が飲食店・食品製造の場合	食品営業許可	保健衛生課	東庁舎4階	0565-34-6181	hoeisei@city.toyota.aichi.jp
用途が薬局・医薬品販売の場合	薬局・医薬品販売業関係の申請	健康政策課	東庁舎4階	0565-34-6723	kenkouseisaku@city.toyota.aichi.jp
用途が病院・診療所・助産所・歯科技工所の場合	医療機関開設許可等				
用途が施術所の場合	施術所開設届				
用途が理美容・クリーニング・旅館業・興行場・公衆浴場・プール・納骨堂・延べ面積3,000㎡以上の店舗、事務所の場合	環境衛生関係営業許可等	感染症予防課	東庁舎4階	0565-34-6180	hokansen@city.toyota.aichi.jp
重機を使用した工事を実施する場合	特定建設作業実施届出	環境保全課	環境センター2階	0565-34-6628	k_hozen@city.toyota.aichi.jp
高さが12mまたは4階以上の場合	テレビ受信障害に関する届出				
土地の改変面積が3,000㎡以上のもの	土壌汚染指定区域				
土地の改変面積が3,000㎡以上のもの	土地の利用調査				
再エネ特措法に基づく住民説明を行う場合	「風刃地域の住民」の範囲に関する相談				
1,000㎡以上の太陽光発電施設	太陽光発電施設設置事前確認票				
用途が、工場、事業場、し尿処理施設（排水量10㎡/日以上）の場合	公害関係等の届出				
用途が廃棄物を扱う施設の場合	廃棄物関係手続	廃棄物対策課	環境センター3階	0565-34-6710	haitai@city.toyota.aichi.jp
解体する建物の延べ床面積が1,000㎡以上の場合	大規模解体計画書の届出等				
森林を伐採する場合（地域森林計画対象民有林の伐採面積が1ヘクタール（太陽光発電施設の設置が目的の場合は0.5ヘクタール）未満の場合）	伐採届	森林課	足助支所北庁舎1階	0565-62-0602	shinrin@city.toyota.aichi.jp

庁外の問合せ先（規制等の詳細については担当部署にお問い合わせ下さい。）					
確認を要する用途・規模・行為等	規制内容等			電話番号	
地域森林計画対象民有林、保安林を確認する場合 ※現状宅地でない場合のみ 地域森林計画対象民有林の開発面積が1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）以上の場合	地域森林計画対象民有林 保安林（森林法） 林地開発	豊田加茂農林水産事務所 林務課	（森林法）	0565-32-7398	
1ヘクタールを超える宅地の造成、土地の開墾、鉱物の採掘、 土石の採取、水面の埋立、水面の干拓	大規模行為届出	西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課		0565-32-7494	
市街化調整区域及び都市計画区域外で、1ヘクタールを超える区画形質の変更を伴う行為	愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づく事前協議	愛知県都市基盤部 都市計画課		052-954-6119	
地表面より3.1mを超える建築物や工作物	電波伝搬路	防災安全局 防災部 災害対策課		052-954-6196	
	—	東海総合通信局（受信障害）		052-971-9648	
鉄道用地に隣接する敷地の申請	—	愛知環状鉄道（株）施設区		0565-35-3788	
	—	名古屋鉄道（株）東部土木管理区		0566-98-7554	